

青森県立中央病院患者給食業務委託に係る公募型プロポーザルの実施公告

令和4年1月21日

青森県立中央病院長 藤野 安弘

1 業務の概要

(1) 業務名

青森県立中央病院患者給食業務委託

(2) 委託業務場所

青森県立中央病院（青森市東造道2丁目1番1号）

(3) 業務内容

別紙「青森県立中央病院患者給食業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までとし、4月1日から翌年3月31日までを一事業年度とする。（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

(5) 見積上限額

年額198,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、本事業の実施の有無及び予算額については、令和4年2月第309回青森県議会定例会における令和4年度当初予算の議決を前提としているため、変更となる可能性がある。

2 参加要件

本業務に関する公募型プロポーザル参加者は、以下に掲げる要件を全て満たすことを条件とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。

(2) 令和2年5月18日青森県告示第412号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和3年2月10日青森県告示第82号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係るもののAの等級に格付けされた者で、給食業務を請け負うことができる者であること。

(3) 参加申込書の提出日から契約締結日までの期間、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第902号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 青森市内に本社又は営業所等があること。

(5) 参加申込書の提出日から契約締結日までの期間、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第

225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(7) 参加申請書の提出時点で、許可病床数500床以上の本院と同程度の診療科目を有する特定給食施設において、仕様書に記載された業務と同等の患者給食業務の受託実績を継続して3年以上有するものであること。

(8) 病院給食業務に係る医療関連サービスマーク認定業者、又は医療法（昭和23年法律第205号）第15条の3第2項の定める基準を満たしていること。

(9) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であること。
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団という。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

3 参加申込みの方法

(1) 参加を希望する者は、「青森県立中央病院患者給食業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の定めるところにより、参加申込書を提出しなければならない。

(2) 提出期限

令和4年2月9日（水）午後4時【必着】

4 提案書の提出

(1) 参加申込書を提出した者は、実施要領の定めるところにより企画提案書を提出すること。

(2) 提出期限

令和4年2月17日（木）午後4時【必着】

5 その他

(1) 詳細は実施要領による。

(2) 参加申込書を提出しない者は、提案書を提出することができない。

(3) 提出された提案については書類審査及びプレゼンテーションを実施し、審査員の協議により、優先交渉業者を選定する。

- (4) 書類作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨及び円とする。
- (5) 留意事項
 - ①提出書類の著作権は参加者に帰属する。
 - ②提出書類は非公開とする。
 - ③提出書類は返却しない。
 - ④提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする。
 - ⑤書類提出後の記載内容の変更は認めない。
- (6) 参加に要する費用
本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

6 担当部署・問い合わせ先

青森県病院局運営部 管理課

〒030-8553 青森市東造道2丁目1番1号 青森県立中央病院

電話：017-726-8321

メール：KENBY0@pref.aomori.lg.jp